

第百六十九号議案

東京都が東京信用保証協会に対し交付する補助金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を
改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年九月十八日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都が東京信用保証協会に対し交付する補助金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を
改正する条例

東京都が東京信用保証協会に対し交付する補助金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成二十年東京都
条例第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「第二条第二十一項」を「第二条第二十二項」に、「同条第二十三項」に改め、同条
中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七
号）第十四条第一項の規定により作成された早期事業再生計画（保証協会が当該事業再生計画に係る権利変更議案（同法
第十一条に規定する権利変更議案をいう。）に対し、同法第二十条第一項に規定する同意を行おうとする場合に限る。）

附 則

この条例は、令和八年十二月十一日から施行する。ただし、第三条第七号の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の

第百六十九号議案

東京都が東京信用保証協会に対し交付する補助金に係る回収納付金を受け取る
権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

施行を踏まえ、東京信用保証協会に対して東京都が有する回収納付金を受け取る権利の放棄に関する規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。